

法務省 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)		根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野				支援事例						見解	補正資料			
41	B	地方に対する規制緩和	その他	外国人受入環境整備交付金の通用改善	外国人受入環境整備交付金について、地方公共団体の予算編成や議会日程に配慮して、国の概算要求が公表される8月に合わせて、交付申請等のスケジュール・対象となる事業の要件・対象経費、対象外経費の別に関する情報を提供すること。	同交付金については、1月中旬に初めて国から説明があり、要綱案等の提示があったのは1月末であった。本県の場合、当初予算の編成及び2月補正予算については、2月議会で提案するために作業を進める必要があり、その庁内の調整は年内に完了している。このようなスケジュールでは、交付金を活用した事業の実施は非常に困難である。	日程に配慮いただくことにより、全ての都道府県が平等に、交付金を活用した事業実施を検討することができる。	平成31年2月13日「外国人受入環境整備交付金(整備)交付要綱」、外国人受入環境整備交付金(整備)公募要領」	法務省	秋田県、岩手県、盛岡市、宮古市、一関市、陸前高田市、西和賀町、湯沢市、大仙市、小浜町、羽後町、東成瀬村		川崎市、富山県、豊橋市、小牧市、大阪府、大阪府、倉敷県、広島市、愛媛県、熊本県	○平成31年度の事業実施にあたり、当県でも当初予算額の不足額が生じたため、2月補正により増額予定としている。(※当県の状況…当県では、多言語による相談体制の拡充を図るため、平成31年度当初予算において一般財源により事業費を確保していた。その後、国交付金の説明・募集があり、当県では、交付金申請にあたり事業規模を拡大したため、採択に伴い事業費を増額する必要が生じた。このため、財政所管課とも調整し、来年2月補正により予算額を増額することとし、それまでの間は他事業予算の流用にて対応することとした。) ○補正予算等の準備をすることができず、仮に補正予算を組んだとしても、1か月半程度の期間で整備費を執行することは不可能であると判断し、当初の整備費交付金の申請は見送った。 ○当初予算及び2月補正予算に係る庁内手続の調整が間に合ったため交付申請することができたが、手続に係る準備期間は極めて短かった。 ○当市においても、外国人受入環境整備交付金の活用にあたって、当初予算編成に間に合わず、一次募集に申請することができなかった。	ご指摘を踏まえ、国の予算決定スケジュールとの関係で可能な限り早期に同交付金に関する情報提供を行ってまいります。	交付金の活用にあっては、いかに有効な事業を実施し、成果を上げられるかが重要であり、検討と準備の時間を少しでも確保したことから、早期の情報提供を要望するものである。情報提供にあっては、事業立案に必要な内容はもちろんのこと、前年度から変更が生じた内容については、特に早期の提供をお願いしたい。	—

法務省 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月29日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		ご指摘を踏まえ、国の予算決定スケジュールとの関係で可能な限り早期に、同交付金に関する前年度からの変更内容を含む事業立案に必要な情報の提供を行ってまいります。	5【法務省】 (5)外国人受入環境整備交付金 外国人受入環境整備交付金については、令和2年度交付分から、前年度の12月までに事業の概要について事務連絡等により地方公共団体に周知する。 [措置済み(令和元年11月29日付出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課補佐官事務連絡)]	通知等	令和元年11月29日	「令和2年度の外国人受入環境整備交付金の概要について」(令和元年11月29日付出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課補佐官事務連絡)にて令和2年度交付金事業概要を地方公共団体に周知した。	

各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月29日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を く当該対応方針決定年として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【十日町市】 成年後見制度は対象者の権利擁護の為の制度と認識している。このため慎重に検討する必要もあると思うが、基準を明確化することにより、市町村間の調整時間を無くし、使いやすい制度として申立てを迅速に行い、支援を必要としている人にこの制度をつなげ、対象者の権利擁護を早期に行うことが必要と考える。よって「居住地の市町村が申立てを行うこと」を基準とし明確化することを要望する。</p> <p>【浜松市】 複数の市町村が関わる場合、いずれの市町村が成年後見審判の請求を行うかの基準がないと、調整にも時間がかかり、スムーズな申立て支援に繋がらない。今後増え続けるであろう首長申立て支援をスムーズに行うためにも一定の基準を示していただきたい。</p> <p>【大阪府】 一律の基準や考え方が示されない場合、自治体間の調整に時間がかかることが想定される。その結果、本人に不利益が生じることにつながりかねない。このことから、一定の方針をお示しいただくか、具体の例示を複数示していただくなど、各自治体の取り扱い状況や事例を把握し、速やかな申立ができるよう一定の基準をお示しいただきたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>これまで市町村長による審判の請求にあたっては、当該者の実情を把握しうる立場にある市町村長に対し審判の請求権を付与することし、自治体ごとに運用のルールを定めていただいているところであるが、このことは成年後見審判を必要とする者の生活実態や支援の環境等が個人ごとに様々であることを踏まえ関連する自治体間の調整に委ねられてきたところ。自治体におけるこれまでの運用経緯もあることから、一律に方針を示すことに伴う影響等について、提案自治体以外の自治体の意見も聞きながら慎重に検討する必要があるため、今後、国において必要な調査を行い、その結果に基づいて検討を行うこととした。</p>	<p>5【法務省】 (2)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)、知的障害者福祉法(昭35法37)及び老人福祉法(昭38法133)市町村長(特別区の長を含む。)が、精神障害者、知的障害者及び65歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときに行う後見開始、保佐開始、補助開始等の審判(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律91条の11)の2、知的障害者福祉法28条及び老人福祉法32条)については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の申立事務を迅速に行う観点から、当該事務の実態等を調査するとともに、地方公共団体等の意見やこれまでの運用経緯等を踏まえつつ、審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための方策について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)</p>	通知等	令和3年11月26日	令和2年10月から計4回「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議」を開催し、実態調査の結果等を踏まえつつ、対象者の住所と居所が異なるなど複数の市町村が関わる場合の審判請求の申立の考え方等について、令和3年3月に取りまとめを行った。「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」(令和3年11月26日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長通知)を、都道府県及び市町村へ発出した。		

各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に關する対応方針 (令和元年12月25日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を く当該対応方針決定年として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【鳥取県】</p> <p>登記データを用いた課税処理は、手書きによる転記ミスを防ぎ、業務の効率化に大きく貢献することが期待されるが、現行法では入手先は市町村のみに限られている。そして市町村のほとんどが登記データを用いた固定資産課税台帳の変更処理を行っており、法務省のシステム更新がなされる令和2年度以降においてもシステム改修費用の負担がつかないことや、台帳と登記とのずれが解消されていないなど、早期のデータ導入の意思はなく、県が市町村からデータ形式で不動産取得の情報を収集するのが遠い将来のことになってしまう。電子政府を推進するならば、市町村のシステム普及を待つのではなく、法務局から直接データ提供を受けられる仕組みが必要である。</p> <p>【山口県】</p> <p>本県では、登記所から電子データで通知を受けている市町が少ないことから、県には紙ベースでの情報提供となるため、本県の事務効率化に繋がりにくい。それに加え、課税漏れの懸念や補足情報収集が必要であることから、当初から登記所で登記申請資料を閲覧し、情報収集しているが、手書きでの調査となるため、多大な時間や人的労力を費やし、大きな負担となっている上、転記ミスによる課税誤りの恐れもある。事務の効率化及び正確な課税の確保のために、登記所から都道府県への電子データによる通知の早期の実現をお願いしたい。</p>		<p>令和2年から、登記情報電子データがオンラインで登記所から市町村に提供される予定であり、市町村がこのオンラインで提供された登記情報電子データを都道府県に提供する方策をまずは検討すべきであるが、その場合において、現行規定で対応可能かどうかも含め、法的根拠を明らかにした上で、あい路となっている課題を洗い出し、必要な対応や方策を検討いただきたい。</p>	<p>現行制度では、不動産の取得の事実について、地方税法第73条の18を根拠に市町村は都道府県へ通知することになっており、登記済通知に係るデータについても令和2年1月の法務省の登記情報システムの更改によりオンラインで市町村が提供受けられるようになれば同案に基づき市町村から都道府県にこれを提供して通知することが可能となる。市町村がオンラインで登記済通知に係るデータの提供を受けるには、LGWANに接続することができる環境を整えていればよく、市町村側でシステム改修の必要はない。また、提供を受けた登記済通知に係るデータについても、LGWANを通じてそのまま都道府県に転送すれば、市町村の負担は少ないものであり、多くの市町村で対応可能と認識している。</p> <p>なお、現在、登記所から市町村が登記済通知に係るデータの提供を受けるに当たっては、登記所と市町村の間で合意をしているところ、その合意の内容上、市町村から都道府県への登記済通知に係るデータの提供が許容されるのが明確でないとの指摘があるため、今後については、市町村から都道府県に登記済通知に係るデータを提供することが許容される旨を明確にし、登記所及び市町村に対して周知してまいりたい。</p> <p>これらの対応によってもなお、市町村が登記済通知に係るデータを提供することが出来ないやむを得ない事情がある場合には、その事情に応じて個別に、地方税法第20条の11を根拠に直接登記所から登記済通知に係るデータを入力することを可能にする方策について、検討してまいりたい。</p>	<p>5【法務省】</p> <p>(3)地方税法(昭25法226)</p> <p>382条に基づく登記所からの通知に係る電子データ(以下この事項において「電子データ」という。)の不動産取得税の課税事務への利用については、市町村(特別区を含む。)が令和2年1月の登記情報システムの更改によりオンラインで得た電子データを用いて73条の18第3項に基づき都道府県に通知することが可能であることを明確化し、この対応によってもなお、市町村が電子データを入力することができないやむを得ない事情がある場合には、都道府県が登記所から電子データを入力する方策について個別に法務局等と協議することができることを、当該システムの更改の日までに地方公共団体及び登記所に周知する。(関係府省・総務省)</p>	通知	令和元年	<p>地方税法第382条に基づく登記所からの通知に係る電子データの不動産取得税の課税事務への利用については、市町村が令和2年1月の登記情報システムの更改によりオンラインで得た電子データを用いて同法第73条の18第3項に基づき都道府県に通知することが可能であることを明確化し、この対応によってもなお、市町村が電子データを入力することができないやむを得ない事情がある場合には、都道府県が登記所から電子データを入力する方策について個別に法務局等と協議することができることを、令和元年12月に地方公共団体及び登記所に周知した(令和元年12月27日付け法務省民事局民事第二課補佐官事務連絡、同日付け総務部第48号及び第49号通知)。</p>		
<p>【鳥取県】</p> <p>登記データを用いた課税処理は、手書きによる転記ミスを防ぎ、業務の効率化に大きく貢献することが期待されるが、現行法では入手先は市町村のみに限られている。そして市町村のほとんどが登記データを用いた固定資産課税台帳の変更処理を行っており、法務省のシステム更新がなされる令和2年度以降においてもシステム改修費用の負担がつかないことや、台帳と登記とのずれが解消されていないなど、早期のデータ導入の意思はなく、県が市町村からデータ形式で不動産取得の情報を収集するのが遠い将来のことになってしまう。電子政府を推進するならば、市町村のシステム普及を待つのではなく、法務局から直接データ提供を受けられる仕組みが必要である。</p> <p>【山口県】</p> <p>本県では、登記所から電子データで通知を受けている市町が少ないことから、県には紙ベースでの情報提供となるため、本県の事務効率化に繋がりにくい。それに加え、課税漏れの懸念や補足情報収集が必要であることから、当初から登記所で登記申請資料を閲覧し、情報収集しているが、手書きでの調査となるため、多大な時間や人的労力を費やし、大きな負担となっている上、転記ミスによる課税誤りの恐れもある。事務の効率化及び正確な課税の確保のために、登記所から都道府県への電子データによる通知の早期の実現をお願いしたい。</p>		<p>令和2年から、登記情報電子データがオンラインで登記所から市町村に提供される予定であり、市町村がこのオンラインで提供された登記情報電子データを都道府県に提供する方策をまずは検討すべきであるが、その場合において、現行規定で対応可能かどうかも含め、法的根拠を明らかにした上で、あい路となっている課題を洗い出し、必要な対応や方策を検討いただきたい。</p>	<p>現行制度では、不動産の取得の事実について、地方税法第73条の18を根拠に市町村は都道府県へ通知することになっており、登記済通知に係るデータについても令和2年1月の法務省の登記情報システムの更改によりオンラインで市町村が提供受けられるようになれば同案に基づき市町村から都道府県にこれを提供して通知することが可能となる。市町村がオンラインで登記済通知に係るデータの提供を受けるには、LGWANに接続することができる環境を整えていればよく、市町村側でシステム改修の必要はない。また、提供を受けた登記済通知に係るデータについても、LGWANを通じてそのまま都道府県に転送すれば、市町村の負担は少ないものであり、多くの市町村で対応可能と認識している。</p> <p>なお、現在、登記所から市町村が登記済通知に係るデータの提供を受けるに当たっては、登記所と市町村の間で合意をしているところ、その合意の内容上、市町村から都道府県への登記済通知に係るデータの提供が許容されるのが明確でないとの指摘があるため、今後については、市町村から都道府県に登記済通知に係るデータを提供することが許容される旨を明確にし、登記所及び市町村に対して周知してまいりたい。</p> <p>これらの対応によってもなお、市町村が登記済通知に係るデータを入力することが出来ないやむを得ない事情がある場合には、その事情に応じて個別に、地方税法第20条の11を根拠に直接登記所から登記済通知に係るデータを入力することを可能にする方策について、検討してまいりたい。</p>	<p>5【法務省】</p> <p>(3)地方税法(昭25法226)</p> <p>382条に基づく登記所からの通知に係る電子データ(以下この事項において「電子データ」という。)の不動産取得税の課税事務への利用については、市町村(特別区を含む。)が令和2年1月の登記情報システムの更改によりオンラインで得た電子データを用いて73条の18第3項に基づき都道府県に通知することが可能であることを明確化し、この対応によってもなお、市町村が電子データを入力することができないやむを得ない事情がある場合には、都道府県が登記所から電子データを入力する方策について個別に法務局等と協議することができることを、当該システムの更改の日までに地方公共団体及び登記所に周知する。(関係府省・総務省)</p>	通知	令和元年	<p>地方税法第382条に基づく登記所からの通知に係る電子データの不動産取得税の課税事務への利用については、市町村が令和2年1月の登記情報システムの更改によりオンラインで得た電子データを用いて同法第73条の18第3項に基づき都道府県に通知することが可能であることを明確化し、この対応によってもなお、市町村が電子データを入力することができないやむを得ない事情がある場合には、都道府県が登記所から電子データを入力する方策について個別に法務局等と協議することができることを、令和元年12月に地方公共団体及び登記所に周知した(令和元年12月27日付け法務省民事局民事第二課補佐官事務連絡、同日付け総務部第48号及び第49号通知)。</p>		

各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に關する対応方針 (令和元年12月29日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を く当該対応方針決定年として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		精神保健福祉法第26条に基づく矯正施設の長からの都道府県知事に対する通報の取扱 いに関する考え方については、提案自治体から提示された支障事例等を踏まえ、関係府 省と協議しつつ、対応方針について引き続き検討してまいりたい。	5【法務省】 (1)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123) 矯正施設の長からの都道府県知事及び指定都市市長に対する通報 (26条)については、通報の対象となる収容者を明確にするとともに、 通報の取扱いに係る都道府県及び指定都市の事務負担を軽減する ための方策を、都道府県及び指定都市等に令和2年中に通知する。 (関係府省:厚生労働省)	【法務省】 ①事務連絡 ②会議における周知 【厚生労働省】 ①事務連絡 ②主管課長会議にお ける周知(HP掲載)	【法務省】 ①令和2年2月28日 ② (1)令和元年12月13 日 (2)令和2年1月8日 (3)令和2年1月15日 (4)令和2年1月16日 (5)令和2年1月28日 【厚生労働省】 ①令和2年2月27日 ②令和2年3月9日	【法務省】 ①「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第26条に基づく都道府県知事への通報の対象 者について」(令和2年2月28日付け法務省矯正局 成人矯正課補佐官(処遇第二係)・少年矯正課補 佐官(少年院係)・少年矯正課補佐官(少年院別 所係)・矯正医療管理官補佐官連名事務連絡) ②令和元年度刑務所出所支 援に係る事例研究会(令和元年12月から令和2年 1月にかけて計5回開催) 【厚生労働省】 ①「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第26条に基づく都道府県知事への通報の対象者 について」(令和2年2月27日付け厚生労働省社 会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事 務連絡) ②令和2年度障害保健福祉関係主管課長会議資料 として上記事務連絡を厚生労働省ホームページ に掲載。	
【米子市】 事例集によって、地方公共団体が空家等に対する債権を有していない場合の財産管 理制度の活用事例を示していたことは承知しているが、地方公共団体が財 産管理人選任を申し立てることができる(利害関係人)にあたるかどうかについては、 個別案件による判断となっており、地方公共団体としては慎重にならざるを得ず、特定 空家等の改善に向けた取組が進めにくい状況にある。所有者不明土地の利用の円滑 化等に関する特別措置法第38条の規定と同様に、所有者不明の空き家に対する地方 公共団体の財産管理人選任の申立権を法で明確にすることにより、空き家の活用・除 却を促進することが可能となり、管理不全な空き家の改善につながることを考える。 また、所有者不明土地について、地方公共団体が財産管理人として選任されたとき、 空家と敷地の所有者が一致する場合には管理人が空家についても管理することがで きるかとされているが、そもそも対応に苦慮している特定空家等は、土地と建物の所有者 が異なる場合が多く、その場合は所有者不明土地の特措法第38条の規定では対応で きない。	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○提案団体や追加共同提案団体の事例のように、空家対策の一環として地方公共団 体が財産管理人制度を活用しようとした際に、民法第26条及び第952条の「利害関係人」に 該当しないことを理由として、財産管理人選任の申立てが認められなかった、あるいは断 念した事例については、その実態を適切に把握していただきたい。 ○特定空家に限らず、空家に関する必要な措置を適切に講ずる空家対策法上の責務は 全ての市町村が負うにもかかわらず、財産管理制度を活用しようとしても、債権を有して いる等の事情により「利害関係人」として認められる場合でなければ当該制度を活用でき ない現状を踏まえ、一定の場合には、地方公共団体に申立権を付与し、財産管理制度の 活用を促進すべきではないか。 ○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法において、周囲に悪影響を及 ぼしている「土地」については財産管理人の申立権に係る特例が既に設けられているが、 この特例が活用できないケースにおいて、周囲に悪影響を及ぼしている「空家」について 財産管理人の申立てが可能となるよう、空家対策法上にも同様の特例を設けるべきでは ないか。 ○法務省の第1次回答では、「法改正の要否については、不在者等の利益の保護という 財産管理制度の趣旨を踏まえ、慎重な検討を要する」とのことだが、不在者等の利益の保 護という観点から考えても、「土地」については申立権の特例を認めて、「空家」について は申立権の特例を認めない理由はないのではないかと考える。	【総務省、国土交通省】 提案事項に係る実態を確認するため、地方分権改革推進室とともに、各市町村の空家担 当部署に対しアンケートを行い、その結果を踏まえ、検討することとした。 【法務省】 ご提案については、今後、自治体に対する調査の結果を踏まえ、空家対策における市町 村の役割やその負担の在り方等の行政的観点から検討が行われるものと承知している が、法務省としても、関係省庁と連携して、民事基本法制を所管する立場から必要な検討 をしてまいりたい。	5【法務省】 (4)空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) 空家等対策における財産管理制度の活用については、債権を有して いない場合であっても、市町村(特別区を含む)以下この事項にお いて同じ。)が行った不在者財産管理人(民法(明29法80)25条1項)又 は相続財産管理人(同法952条1項)の選任の申立てが認められた事 例を、空家等対策において市町村が果たす役割を明示しつつ、市町 村に令和2年中に周知する。 (関係府省:総務省及び国土交通省)	事例集の作成、周知	令和2年12月18日	空家対策における財産管理制度活用の事例集 (市町村が債権を有しておらずかつ特定空家等と 認める手続を行っていない場合であっても財産管 理人選任の申立てが認められた事例)を国土交 通省のHPに公表の上、市町村に周知した。		